

# 札幌市建設局みどりの推進部におけるインターンシップ（学生実務研修）実施要領

平成30年5月24日 建設局長決裁

令和4年6月16日 一部改正

## 1 趣旨

この要領は、「札幌市におけるインターンシップ（学生実務研修）に関する実施要綱（平成13年6月25日 総務局長決裁）」に準じて、札幌市建設局みどりの推進部（以下「みどりの推進部」という。）がインターンシップを実施する場合の具体的な運用等について定めるものである。

## 2 目的

みどりの推進部は、大学における教育プログラムに協力することに加え、学生に対して職業意識向上や札幌市の緑化行政に対する理解を深めることを目的として、大学又は大学院の学生を受け入れるものとする。

## 3 身分

受け入れる学生の身分は、実務研修生とする。

## 4 対象者

受け入れる学生（以下「研修生」という。）は、服務規律を遵守することが確実であるとの信用が十分であると判断された者とする。

## 5 受入れ手続き

受入れを希望する学生が、別途定める様式によりみどりの推進部に直接申込みを行うものとする。

## 6 研修期間及び研修時間

みどりの推進部長が実施の状況に応じ定めるものとする。

## 7 服務

- (1) 研修生は、研修期間中において、研修に専念するとともに、札幌市職員が遵守すべき法令及び規則等に従わなければならない。
- (2) 研修生は、札幌市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 研修生は、研修期間中において、研修生の指導、監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）の指示に従わなければならない。
- (4) 研修生は、指導担当者の指示に従い定刻までに参集しなければならない。
- (5) 研修生は、原則として、研修期間中に休暇を取得することはできないものとする。ただし、病気等のやむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ指導担当者に連絡し、指示を受けるものとする。

## 8 秘密の保持

研修生は、研修中に知り得た秘密を漏らしてはならない。研修終了後も同様とする。また、研修成果を論文等により外部へ発表する場合は、あらかじめみどりの推進部長に協議するものとする。

9 服務の遵守に係る同意

研修生はみどりの推進部長が定める様式により、服務規律の遵守に係る同意をしなければならない。

10 指導担当者

指導担当者は、みどりの推進部みどりの推進課長とする。また、指導担当者は、必要に応じて、職員の中から研修指導の補助者を指名することができる。

11 研修結果の取りまとめ

みどりの推進部は、研修実施後にアンケート調査等により研修生の意見を聞き、研修結果を取りまとめるものとする。

12 研修の中止

みどりの推進部長は、下記の項目のいずれかに該当する場合、研修生の受入れを中止することができる。

ア 研修生が第7の服務に従わない等研修態度等に問題がある場合

イ 研修を継続することにより業務に支障を生じ、若しくは支障を生じることが明らかである場合

ウ 研修生が理由の如何を問わず研修期間の2割を越えて欠席した場合

エ その他、研修を実施または継続することが困難と判断される場合

13 報酬

研修生には、給与、報酬及び旅費は支給しない。

14 費用弁償

研修に要するすべての経費は、研修生の負担とする。

15 災害の補償

研修生は、研修中の事故等に備え、自己責任により傷害保険に加入するものとする。ただし、研修内容により必要ないと判断される場合は、傷害保険への加入を申込み要件としないことができる。

16 研修の証明

指導担当者は、大学又は大学院から求められた場合は、研修生の研修内容等について証明を行うものとする。

17 庶務

研修生受入れに係る庶務は、みどりの推進部みどりの推進課が行う。

18 雑則

この要領に定めのない事項については、みどりの推進部長が定めることとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年5月24日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年6月16日から施行する。